(い)	(ろ)	(は)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第三号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	（略）	
	完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	二千六百
	完了検査（実地に検査を行う場合に限る。）	八百六十
	中間検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	二千六百
	中間検査（実地に検査を行う場合に限る。）	八百六十
	仮使用認定（遠隔から検査を行う場合に限る。）	二千六百
	仮使用認定（実地に検査を行う場合に限る。）	八百六十
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第三号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認	千三百
	完了検査（遠隔から検査を行う場合に限る。）	千六百
	完了検査（実地に検査を行う場合に限る。）	七百二十

(い)	(ろ)	(は)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	（略）	
	完了検査	八百六十
	中間検査	八百六十
	仮使用認定	八百六十
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認	五百九十
	完了検査	七百二十